

# 法律相談



## 相続、1

名古屋弁護士会 協会顧問 弁護士 楠田 堯爾

前回で交通事故に関する話は一旦終わりとし、今回からしばらく相続をテーマにしたいと思います。

### 1、相続人となる者

被相続人（死亡によって相続される人）の死亡により相続が開始します。相続が開始した場合に相続人となることができる者は法律で定められています。これを「法定相続人」といいます。相続には順序（順位）があり、先順位の相続人があると後順位の相続人には相続権がありません。

2、被相続人の配偶者（妻または夫）は順位に関係なく常に相続人として相続権を有します。そして、配偶者は、誰と共に相続人となるかによって相続分（相続の割合）が異なります。なお、配偶者とは、婚姻届をした妻または夫であり、婚姻届をしていない場合（内縁）は法律上は配偶者と認められず、相続権もありません（届出主義といわれ、届出が必要）。

3、第1順位の相続人は被相続人の子およびその代襲相続人です（代襲については後述）。被相続人に配偶者がいると、配偶者は常に相続人ですから、配偶者と子（代襲相続人を含む。）が共に相続人となり、第2順位以下の者は相続人になりません。すなわち、相続の順位とは、よい例えではないかもしれませんが、座席指定券のようなもので、後順位の相続人となる者はキャンセル待ちをしているようなものです。

4、子には、嫡出子、非嫡出子（認知されることが必要—この点後述）および養子（養子縁組の届出が必要）があります。人工授精による子の場合も考えなければなりません。複雑になりますのでこの稿では省かせていただきます。

5、子は、年齢の長幼・性別を問わず同順位の相続人であり、相続分は同じです（嫡出子と非嫡出子とで相続分は異なりますが、順位としては同じということ）。子は、相続開始時（被相続人の死亡時）に胎児であっても、後に生きて生まれれば相続権があります。

6、被相続人に上記のような全ての子がない場合、第2順位の相続人である被相続人の直系尊属が相続人となります。

直系尊属とは、被相続人の両親、粗父母、曾祖父母と順に上（先祖）へさかのぼります。そのうちで、最も親等の近い直系尊属が優先します（→より親等の遠い直系尊属には相続権がない）。例えば、相続開始時に被相続人の父母と祖父母がいる場合、直近の父母が相続人となります。この場合、父母の相続分は同じ（均等）です。

7、被相続人に配偶者がいる場合、配偶者は、常に相続人ですから、被相続人の直系尊属とともに相続します。

8、被相続人に、子とその代襲者（第1順位）も直系尊属（第2位順位）もないとき、第3順位の相続人として兄弟姉妹（その代襲者である兄弟姉妹の子を含む。この点後述。）が現れます。兄弟姉妹には、被相続人と両親と同じくする兄弟姉妹と、両親の一方のみが同じである兄弟姉妹とがあります。この場合、どちらも相続の順位は同じですが、相続分に違いがあります。

9、被相続人に配偶者がいる場合、配偶者は、常に相続人ですから、被相続人の兄弟姉妹（代襲者を含む。）とともに相続します。

10、相続分（相続の場合）については誰が相続人となるかによって配偶者の相続分に違いがでます。次回にしたいと思います。